

現場代理人及び技術者等の適正配置について

平成 26 年 3 月 10 日適用

現場代理人、技術者等に関する留意事項

公共工事においては、現場代理人、主任技術者・監理技術者の配置が必要となります。また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。以下の内容はこれら現場代理人、技術者等に関する留意事項です。

1. 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であることが必要です。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません。特別な場合については、別添 2 に示す「愛知県の工事現場における現場代理人の常駐の運用について」に準ずるものとします。また、営業所における専任の技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）及び経営業務の管理責任者は、現場代理人となることはできません。

2. 主任・監理技術者について

(1) 主任・監理技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額2,500万円以上、建築一式工事においては5,000万円以上）に設置する主任・監理技術者は、特別な場合を除き原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。専任を要しない工事の主任技術者であれば他の工事との兼務も可能ですが、変更により契約金額が2,500万円を超える可能性のある工事との兼務については行わないよう留意する必

要があります。

(2) 専任の監理技術者等の兼務について

以下の条件に該当する場合のみ、同一の専任の主任技術者が複数の建設工事を管理することができます。ただし、この規定は専任の監理技術者については適用されません。また、②の場合において、同時に管理することができる工事は原則2件程度とします。

- ① 密接な関係のある2以上の建設工事を、同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合。
- ② 施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合。(別添3に示す「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」に準ずるものとします。)

このほか、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結されることで工作物に一体性が認められるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを1つの工事とみなして、当該技術者が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、兼務した工事の下請金額の合計が3,000万円（建築工事一式の場合は4,500万円）以上になる場合には、専任の主任技術者から監理技術者に配置技術者を変更する必要があります。

(3) 主任・監理技術者の資格要件

- ① 直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であること。
ただし、専任の場合は、公告日または入札日（随意契約による場合にあっては見積書の提出日）以前に3か月以上の雇用関係があることを要します。
- ② 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。（主任技術者の場合：建設業法第7条2号による）（監理技術者の場合：建設業法第15条2号による）
- ③ 「②」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

3. 営業所の専任技術者の取扱いについて

(1) 営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2号において建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事する

ことを意味します。なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。また、請負金額が500万円未満の現場責任者においても同様の取扱いとなりますので注意してください。

(3) 主任技術者又は監理技術者との兼務について

主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者との兼務が可能です。

- ①当該営業所において請負契約が締結された工事であること。
- ②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

4. 現場代理人と主任・監理技術者との兼務について

同一請負契約に限り、現場代理人と主任技術者又は監理技術者を兼任することが可能です。同一請負契約で兼任した者は、特別な場合を除き、他工事の現場代理人又は主任技術者等を兼務することができません。特別な場合とは、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は隣接した場所において施工する場合に限り、関連する他工事の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を兼務することができます。

また、同一請負契約で兼任した場合であっても、当該工事が技術者の専任を要しない工事である場合には、請負金額500万円未満の他工事の現場責任者及び主任技術者を同時に1件に限り兼務することができます。

5. 技術者等の配置について

技術者等の配置について、兼務の可、不可について別添1にまとめていますので参照ください。

6. 配置技術者等の変更について

配置技術者等の変更については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中での交代を認めておりません。なお、一般競争入札については、入札参加資格申請の配置予定技術者届により届出た時点から変更を認めません。ただし、

病休・死亡・退職などの特別な理由がある場合や、工場での製作期間と現場での据付期間等で変更を認める場合は除きます。

7. 技術者及び現場代理人の確認資料

(1) 直接かつ恒常的な雇用関係を証するもの

技術者等及び現場代理人等について、所属する会社と直接かつ恒常的な雇用関係を証するため次のいずれかの書類の写しを配置技術者の届け出と同時に提出し監督職員の確認を受けてください。なお、専任の場合は、公告日または入札日（随意契約による場合にあつては見積書の提出日）以前に3か月以上の雇用関係があることが必要です。

- ① 監理技術者資格者証（表・裏）の写し※ 所属業者が記載されていること。
- ② 健康保険被保険者証の写し
- ③ 住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し
- ④ 雇用保険者証の写し
- ⑤ 源泉徴収簿の写し

(2) 配置技術者の資格を証明するもの

① 監理技術者

- ・ 監理技術者資格者証（表・裏）の写し
- ・ 監理技術者講習終了証の写し

② 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- ・ 資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）
- ・ 経歴書（実務経験による技術者の場合）

8. その他

他工事の現場代理人又は技術者等の兼務を行う場合には、兼務する工事の全ての担当課に書面により兼務の報告をするとともに、監督職員の確認を受けて下さい。

また、工事実施に際し、工期遅延、作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断した場合には、市は、兼務配置の解除を命じることができることとし、請負者は別の技術者等を速やかに配置することとします。

各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。

別添 1

現場代理人、監理技術者又は主任技術者、営業所の専任技術者の兼務について

●兼務可 ▲兼務不可（特例有り） ×兼務不可

		専任を要しない工事（注1）			専任を要する工事（注2）		
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者
同一工事	現場代理人	/	●	×	/	●	×
	主任・監理技術者	●	/	● (注3)	●	/	×
	営業所の専任技術者	×	● (注3)	/	×	×	/
別途工事	専任を要しない工事（注1）	現場代理人	▲ (注4)	×	×	▲ (注4)	×
		主任・監理技術者	×	●	● (注3)	×	▲ (注5)
	専任を要する工事（注2）	現場代理人	▲ (注4)	×	×	▲ (注4)	×
		主任・監理技術者	×	▲ (注5)	×	×	▲ (注5)

注1 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が2,500万（建築一式工事は5,000万円）未満の工事

注2 監理技術者又は主任技術者の専任を要する工事とは、請負金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上の工事

注3 営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者が兼務できるのは、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にある場合です。

注4 同一現場等、特別な場合にのみ現場代理人を兼務することが可能です。（特別な場合については、別添2「愛知県の工事現場における現場代理人の常駐の運用について」に準ずる。）

注5 同一現場等、特別な場合にのみ主任技術者等を兼務することが可能です。（特別な場合については、「2.主任・監理技術者」を参照）

※ 同一請負契約で現場代理人と主任技術者等を兼任した場合には、特別な場合を除き他工事の現場代理人及び技術者等を兼務することはできません。ただし、当該工事が技術者の専任を要しない工事である場合には、請負金額500万円未満の他工事の現場責任者及び主任技術者を同時に1件に限り兼務することができます。（「4.現場代理人と主任・監理技術者との兼務について」を参照）

工事現場における現場代理人の常駐の運用について

工事現場における現場代理人の常駐について、下記により運用するものとする。なお、運用の対象とする工事は、建設部発注工事（契約図書で現場代理人の常駐を義務付けた業務委託を含む。）とするが、下記と同様な運用を認める発注機関の工事を含めることができるものとする。

記

運用の1 工期内の現場代理人の常駐について

現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、次の①、②、③に掲げる期間については工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

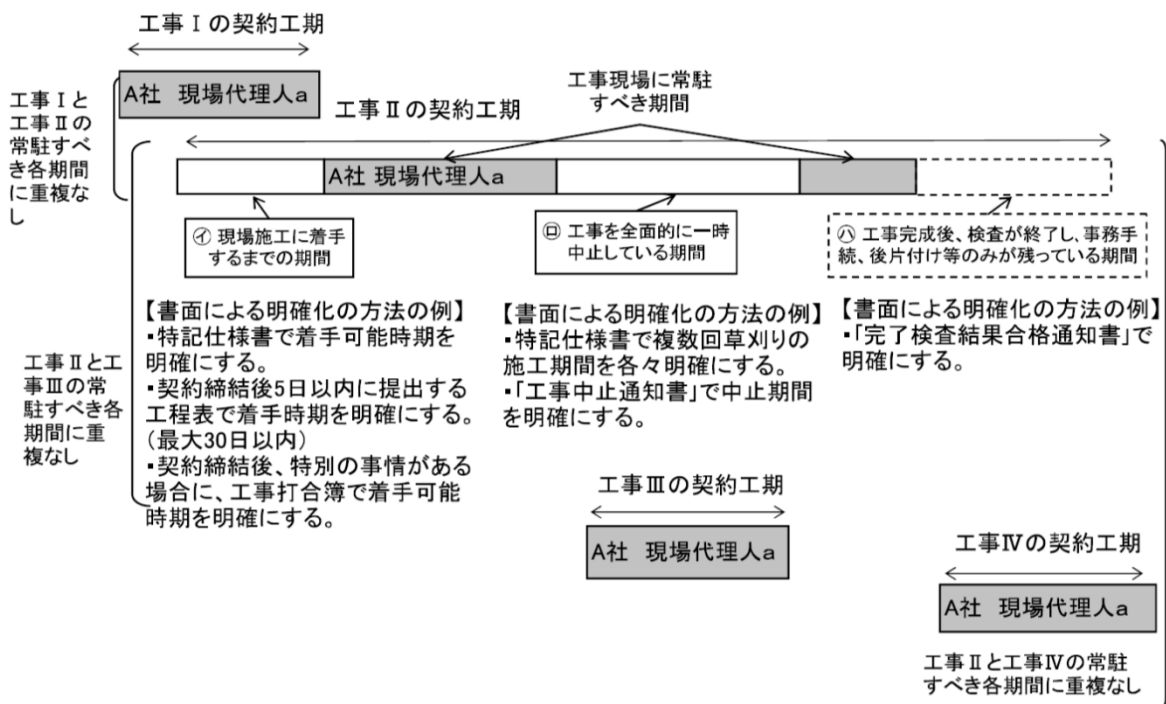
- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

また、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合、二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

ただし、いずれの場合も発注者と建設業者の間で、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

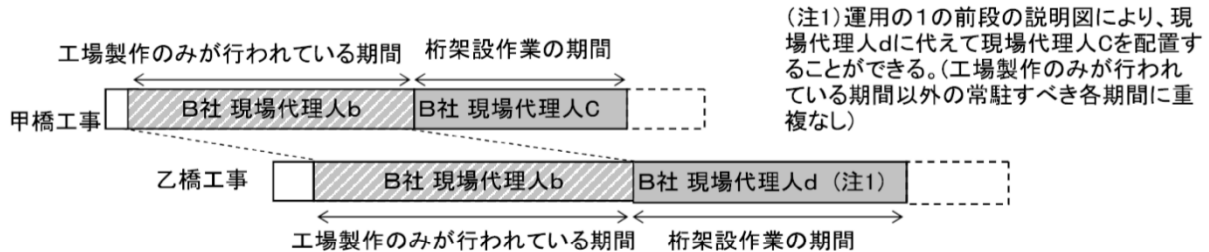
【運用の1 前段の説明図】

常駐すべき各期間に重複のない工事Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳに、同一の現場代理人aを配置することができる。



【運用の1 後段の説明図】

甲橋工事と乙橋工事が、同一工場内で一元的な管理体制のもとで工場製作のみが行われている期間、同一の現場代理人bを配置することができる。この場合、桁架設作業の期間に配置する現場代理人C、現場代理人dは、工場製作のみが行われている期間、当該工事以外の現場代理人として配置することができる。



運用の2 密接な関連のある二つ以上の工事の現場代理人の兼務について

現場代理人は、密接な関連のある二以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合、請負代金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。なお、「同一の場所又は近接した場所」とは、工区が隣接している場合(重なる場合を含む)を原則とし、例えば発注形態が縦断的に1～5工区とあり、1工区と3工区(=接していない)の場合には適用しないものとする。
また、現場代理人は、工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)、請負代金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。

【運用の2 前段の説明図】

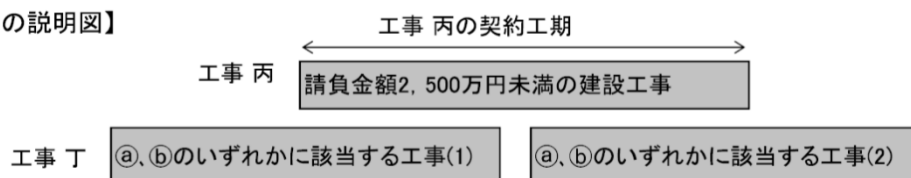


運用の3 現場責任者との兼務について

主任技術者の専任が必要とならない請負金額2,500万円未満の建設工事の現場代理人は、次の①、②の双方の条件に該当する工事の現場責任者と同時に一件に限り兼務できるものとする。この場合、現場代理人は二つの工事において、安全管理を始めとした工事現場の運営、取締り等を適切に行うものとする。

- ① 次の①a、①bのいずれかに該当する工事
 - ①a 建設工事に該当する工種の当初設計金額が500万円未満の建設工事
 - ①b 建設工事に該当しない工事(草刈り、溝浚い等)
- ② 同一建設事務所管内(支所がある場合は当該支所管内)で施工する工事

【運用の3の説明図】



<建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて>

1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

(2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

(3) (1) 及び (2) の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

●上記、当面の取扱いに該当する工事の例を以下に挙げる。

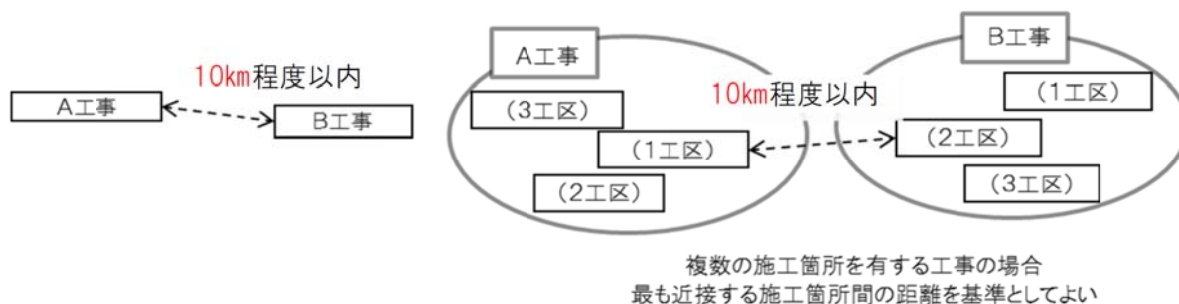
「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」の例

- ・連続する河川（本・支川）における同種・類似工事
- ・国道、県道等における同種・類似工事 等

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・工事間で土砂等を流用する工事
- ・工事用道路を共用する工事
- ・現道規制の調整を要する工事
- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要する工事 等

なお、もう一つの要件である「工事現場の相互の間隔が10km程度」の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断するものとする。（極端な迂回が生じる等、現場間の移動が容易でない場合には適用しないものとする。）



●上記、当面の取扱いを適用する場合、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は原則2件までとする。

なお、従来どおり、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が隣接した場所（重なる場合を含む。）または同一区域内において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれら二以上の工事を管理することができる。

